

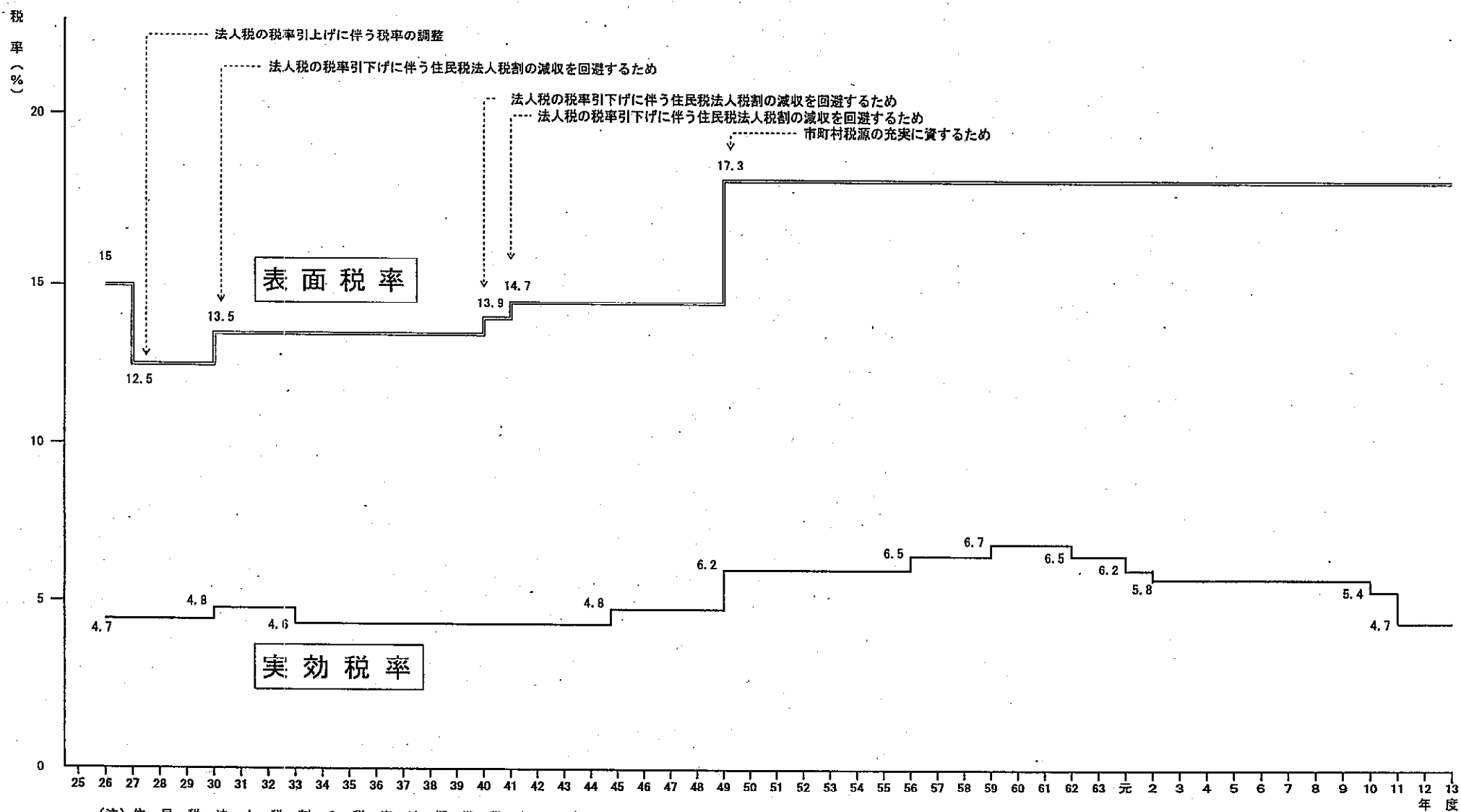
〔平成13.11.27〕
〔総 1 9 - 3〕

地 方 法 人 課 税 ・ 外形標準課税説明資料

資 料 目 次

法人住民税法人税割の税率の推移（道府県分＋市町村分）	1
法人事業税の税率（標準税率）の推移	2
法人所得課税の実効税率の国際比較	3
地方税の主な非課税等特別措置による減収額（9,770億円）の内訳（平成13年度ベース） ...	4
事業税における社会保険診療報酬に係る特例措置について	5
わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）	8
平成13年度の税制改正に関する答申（抄）	9
平成13年度税制改正大綱（抄）	10
地方分権推進委員会最終報告（抄）	11
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針）（抄）	12
改革工程表（外形標準課税関係抜粋）	13
旧自治省案をはじめとする外形標準課税についての主な意見	14
法人事業税の改革案について	16

法人住民税法人税割の税率の推移（道府県分+市町村分）

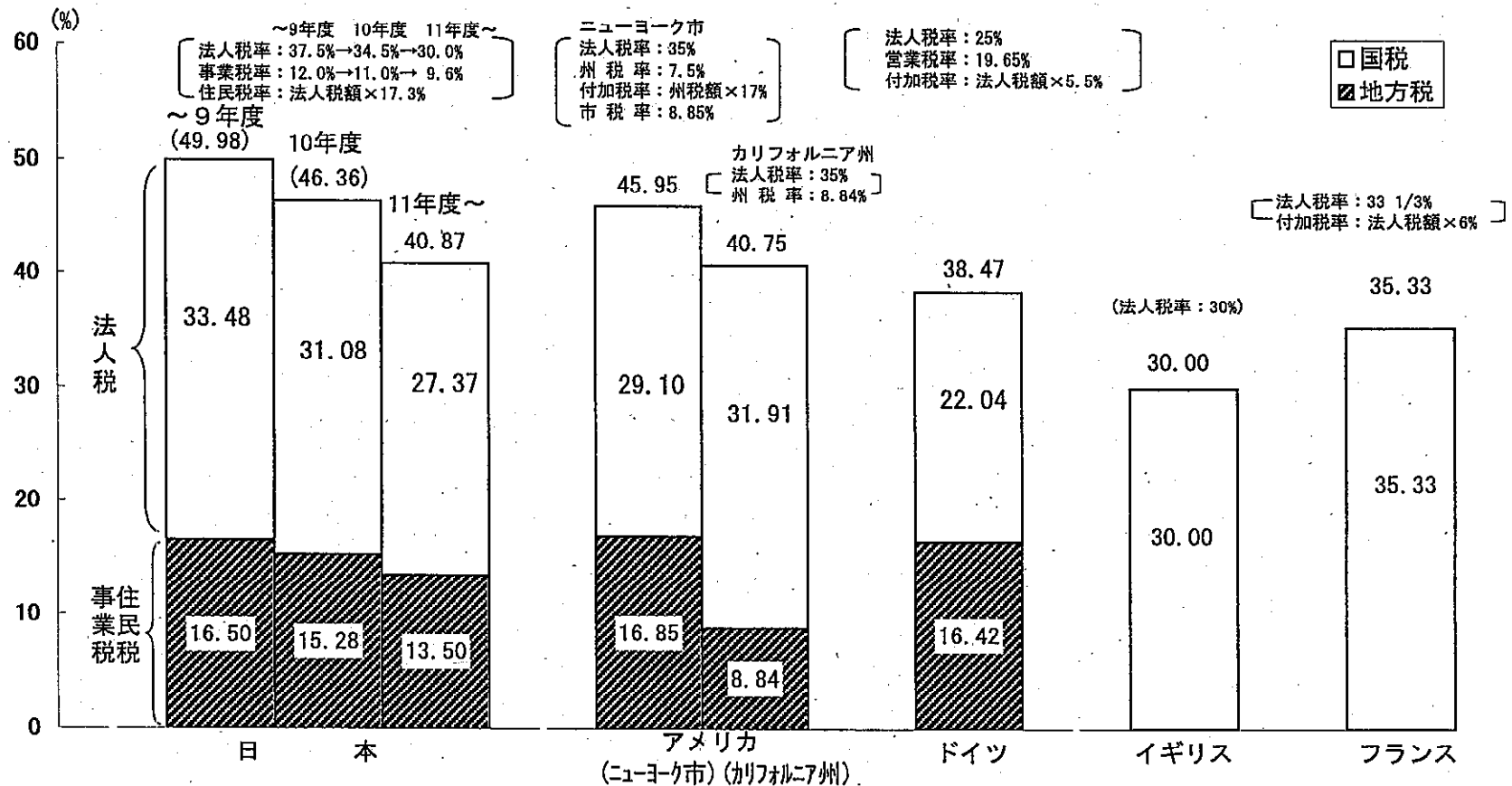


法人事業税の税率（標準税率）の推移

年 度 区 分	昭和 25	29	32	34	37	39	49	50	平成 10	11 (現行)
普通法人に 対する税率	12% →								11%	9.6%
軽減税率		年 50万 円以下 10%	年100万 円以下 10%	年200万 円以下 10%	年200万 円以下 9%	年300万 円以下 9%	年600万 円以下 9%	年700万 円以下 9%	年800万 円以下 8.4%	年800万 円以下 7.3%
			年 50万 円以下 8%	年100万 円以下 8%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%
				年 50万 円以下 7%						
特別法人に 対する税率	8% →								7.5%	6.6%
軽減税率				年 50万 円以下 7%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%

※ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業については、課税標準が収入金額とされており、税率は1.3%（平成10年度以前は1.5%）である。

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、日本の「法人事業税」は、所得に対して課税されるものであるが、行政サービスの提供に対し必要な経費を分担する物税たる性格のものである。
2. アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税（付加税含む）、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50:50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の6%）を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。
5. 諸外国については、2001年7月現在の税制に基づく。

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(9,770億円)の内訳(平成13年度ベース)

(単位: 億円)

個人住民税 (40.5%) 3,960			法人住民税 (8.0%) 780	事業税 (18.2%) 1,780	固定資産税 (33.3%) 3,250
生命保険料 ・損害保険 料控除 (10.2%) 1,000	老人マル優等 (20.6%) 2,010 (郵貯集中満期分除き380億円)	その他 (9.7%) 950	(8.0%) 780	事業税 (18.2%) 1,780	社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (8.4%) 820

(注) 1 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。

2 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

(備考) 上記のほか、緊急経済対策(13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額▲約10億円がある。

事業税における社会保険診療報酬に係る特例措置について

① 現行特例措置の概要

所得金額の算定上、社会保険診療に係る収入は、総収入金額等に算入せず、また、社会保険診療に係る経費は、必要経費等に算入しないこととされており、社会保険診療報酬については、実質的に非課税の扱いとなっている。

なお、医療法人については、特別法人とされ、軽減税率が適用されている。
(社会保険診療報酬以外の部分について本則9.6%に対して6.6%の特例)

② 特例措置の創設経緯

昭和27年6月議員提案により「医業及び歯科医業については、保険医としての保険収入を課税標準から除外する」という趣旨の修正案が成立し、今日に至っている。

③ 減収見込額

平成13年度 約820億円

(参考1)

○ 所得税・法人税・住民税における特例措置の概要

所得金額の算定上、社会保険診療に係る経費として必要経費等に算入する金額は、社会保険診療に係る収入を次のとおり区分し、それぞれの金額の区分ごとに定められた率を乗じて計算した金額の合計額とすることが認められている。

収 入 階 層	概算経費率
2, 500万円以下の部分	72%
2, 500万円を超え3, 000万円以下の部分	70%
3, 000万円を超え4, 000万円以下の部分	62%
4, 000万円を超え5, 000万円以下の部分	57%

※ この特例措置については、

- 昭和29年度から昭和53年度までは一律72%概算控除の特例が設けられていたが、
- 昭和54年度改正で概算経費率が段階的（72～52%の5段階）に改められ、
- 更に昭和63年の抜本改革において、収入金額が5,000万円を超えるものには適用しないこととする改正が行われた。

(参考2)

○ 今後の税制のあり方についての答申(抄) (昭和58年11月 政府税制調査会)

事業税における非課税措置及び課税標準の特例措置については、税負担の公平を確保する見地からその見直しを行うべきである。

特に、社会保険診療報酬課税の特例措置については、昭和27年に創設されて以来長期間を経過しており、また、所得税における課税の特例の見直しが行われたところでもあるので、この特例措置を廃止し、少なくとも所得税における課税の特例に準じた取扱いとなるよう改めることが適当である。

○ わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－(抄)(平成12年7月 政府税制調査会)

社会保険診療報酬については、昭和27年の国会審議における議員修正により非課税措置が講じられ、当該措置が現在に至っています。

この特例措置については、事業を行っている以上、事業税は公平に課税されるべきものであり、その所得が非課税となっていることは、他の事業者にとって不公平感を招くものとなっています。また、社会保険診療報酬に係る課税の特例措置の取扱いについては、国税において、社会保険診療に係る経費について概算経费率制度を採用し、一定の見直しが行われてきています。

このようなことから、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の当調査会の答申などにおいて示されているとおり、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討することが必要です。

○ 平成13年度の税制改正に関する答申(抄) (平成12年12月 政府税制調査会)

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置についても、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討することが必要です。

わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）

（平成12年7月）
税制調査会

二 法人課税

2. 法人事業税

（4）法人事業税への外形標準課税の導入

⑤ 導入の時期

法人事業税への外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な地方税源の確保に資すること、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方の行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を負担することを通じて、税負担の公平化につながること、さらに、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革の促進に資すること等の重要な意義を有する改革であり、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえれば、すべての都道府県において幅広い業種を対象に、薄く広く負担を求める外形標準課税について、景気の状況等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。

平成13年度の税制改正に関する答申 (平成12年12月13日 政府税制調査会)(抄)

二 平成13年度税制改正

2. 法人関係税制

(3) 外形標準課税

(略)

- ③ 自治省案は、個別の法人で見れば、一定の税負担の変動を生じさせるものの、全体として見れば、増税を目的とするものではなく、税収中立の考え方の下、中立性の高い課税標準により、薄く・広く・公平な課税を図ろうとするものであり、現行の所得課税よりも望ましいものであると考えます。

この点に関し、受益と負担の関係が明確になり、地方公共団体により一層の情報公開と説明努力を必要とすることから、責任ある地方自治の確立にも資するのではないかと意見がありました。また、地域の事業活動と税収規模との関係が明確になるため、事業活動を促す行政投資の最適化にも資するのではないかと意見もありました。

一方、外形基準に報酬給与額が含まれることで、雇用への影響を懸念する意見がありました。また、都道府県の歳出削減等の行財政改革が先ではないかと意見、欠損金の繰越控除の制限や法人住民税均等割の拡充のようなより簡素な仕組みで対応すべきではないかと意見もありました。

今後、この自治省案に関する様々な議論を参考としつつ、引き続き各方面の意見を聞きながら、景気の状態等を踏まえ、外形標準課税の早期導入を図ることが適当と考えます。

- ④ 外形標準課税の導入は、国・地方を通ずる財政構造改革や税財政の抜本的改革と一体的に行うべきとの意見もありました。大法人を含め約3分の2にも及ぶ赤字法人が地方公共団体の行政サービスを受けていながら法人事業税を支払っていないという不公平を放置することはできず、抜本的改革への国民の理解を得るためにも、外形標準課税の導入は早急に対処すべき課題であると考えます。

なお、各都道府県が独自の課税標準で外形標準課税を導入した場合、複数の県で事業を展開している法人の納税事務負担の増大などの問題があることから、全国共通の課税標準による外形標準課税の導入が望ましいと考えます。

平成13年度税制改正大綱(抄)

(平成12年12月14日 自由民主党・公明党・保守党)

第一 基本的な考え方

9 外形標準課税

法人事業税への外形標準課税の導入は、すべての法人が、その事業活動規模に応じて薄く広く、かつ、公平に地方公共団体の幅広い行政サービスの対価を負担するものである。このことは、応益課税としての事業税の性格を明確にし、地方公共団体には、地方分権を支える安定的な地方税源を保障するものとなる等、地方税として望ましい方向の改革である。

今回、具体案について検討を行ったが、さまざまな意見があり、結論を得るに至らなかった。したがって、今後、課税の仕組み等についてさらに検討を深め、景気の状態等も勘案しつつ、早期の導入を図る。

地方分権推進委員会最終報告

(平成13年6月20日 地方分権推進委員会)(抄)

第3章 第2次分権改革の始動に向けて

Ⅱ 地方税源の充実策

1 地方税充実確保の方向

(法人事業税)

法人事業税については、税負担の公平性、税の性格の明確化、基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、外形標準課税の導入が必要であり、昨年11月自治省から提示された具体案は、課税標準として法人の生み出す付加価値を的確に捉え、現在の所得課税に比べ、薄く、広く、公平な課税を図ろうとするものであって、現行の所得課税よりも優れている。今後、これまでの議論を参考にしつつ、外形標準課税の早期導入を図るべきである。

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針 (骨太の方針) (平成13年6月26日 閣議決定) (抄)

第4章 個性ある地方の競争 ― 自立した国・地方関係の確立

5. 地方財政にかかる制度の抜本改革

(3) 地方税の充実確保

地方の自律性を高めるためには、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立することが重要である。そうした観点から、地方税を充実確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方を見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる必要がある。

また、地方税収の基盤となる経済力の発展や、サービス水準と負担を考えた税の水準について、各自治体の自主的な判断や努力が望まれる。

また、法人事業税の外形標準課税については、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえつつ、各方面の意見を聴きながら課税の仕組み等についてさらに検討を深め、景気の状態等も勘案して導入を図る。

改 革 工 程 表

平成13年9月26日 経済財政諮問会議
(外形標準課税関係抜粋)

分野名	改革の理念(考え方)	
自立した国・地方関係の確立	「均衡ある発展」の本来の考え方を活かすために、「個性ある地域の発展」、「知恵と工夫の競争による活性化」を重視する方向へと転換し、「自助と自律の精神」のもとで自立した国・地方関係を確立する。	
	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	○課税団体である都道府県と連携しつつ、経済界とより具体的な議論を深めるなど、各方面の意見を聞きながら、外形標準課税に対する理解を求めるための取組みを進める。	総務省 財務省 税制調査会
II 臨時国会で措置	(略)	
III 10月以降に措置(IIを除く)	(略)	
(1) 14年3月までに措置	○法人事業税の外形標準課税について、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえるとともに、景気の状態等も勘案しつつ、平成14年度税制改正に向け、各方面の意見を聞きながら、課税の仕組み等について検討。	総務省 財務省 税制調査会
① 通常国会で措置	(略)	
② その他で措置	(略)	
(2) 14年度中に措置	(略)	
(3) 15年度以降に措置	(略)	

旧自治省案についての経済界等の主な意見

（改革の理念、趣旨等）

- 事業規模に応じて、「薄く広く公平に」という理念は、理解。
- 受益に応じた負担を求めることの必要性については、理解。
- 利益に関係のない固定的な負担は避けるべき。

（課税の仕組み）

- 人件費に対する課税は、雇用に悪影響を及ぼしかねない。
- 税額に占める給与分をもっと引き下げるべき。
- 雇用安定控除など制度が複雑。もっと簡素な税とすべき。
- 中小企業への配慮は必要だが、大法人と中小法人とで税率が違うのはいかなものか。
- 定額課税の対象を資本金1千万円未満の企業に限定せず、拡大すべき。
- 「薄く広く」というのであれば、控除型の地方消費税の引き上げで対処すべき。
- 事業活動の規模を表すには、旧自治省案のような加算型付加価値が適当。
- 外形標準課税は、努力した企業が報われる税制であり、理屈が通っている。

(その他)

- 現下の経済情勢は厳しく、導入のタイミングとしてはよくない。
- 景気の動向は厳しいが、21世紀の経済社会をみすえて、早期に導入すべき。
- 担税力に配慮し、法人道府県民税の均等割の引き上げで対処すべき。
- 神奈川県で行ったような繰越欠損金の利用制限で対処すべき。
- 外形標準課税の導入は、国際的な流れに逆行するのではないか。
- 地方税体系の抜本的改革の中で議論すべき。
- 地方の行財政改革を徹底して行うことが先決。

法人事業税の改革案について

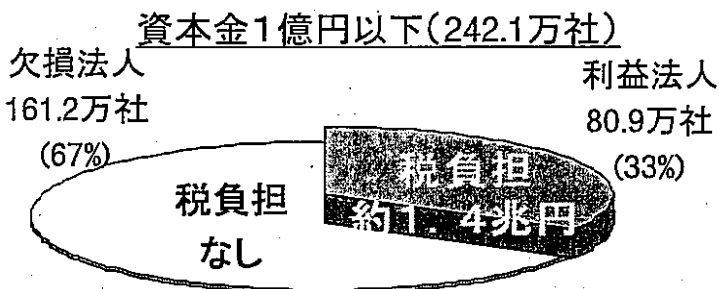
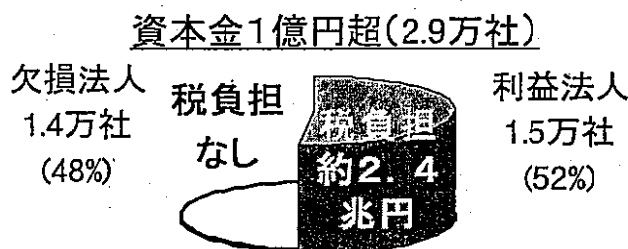
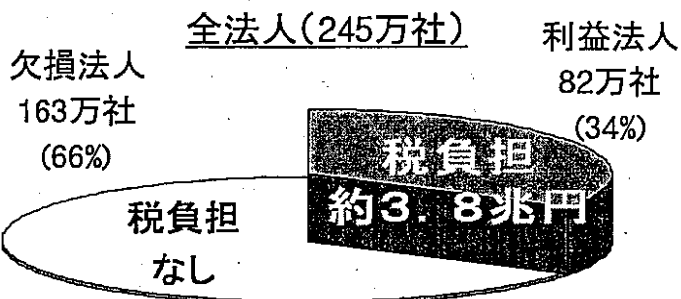
平成12年11月

1. 改革の趣旨

- ①事業規模に応じて薄く広く公平に……………【税負担の公平性の確保】
- ②受益に応じた負担を求める税に……………【応益課税としての税の性格の明確化】
- ③安定的な行政サービスの提供のために…【地方分権を支える基幹税の安定化】
- ④努力した企業が報われる税制に… 【経済の活性化、経済構造改革の促進】

利益法人及び欠損法人の状況

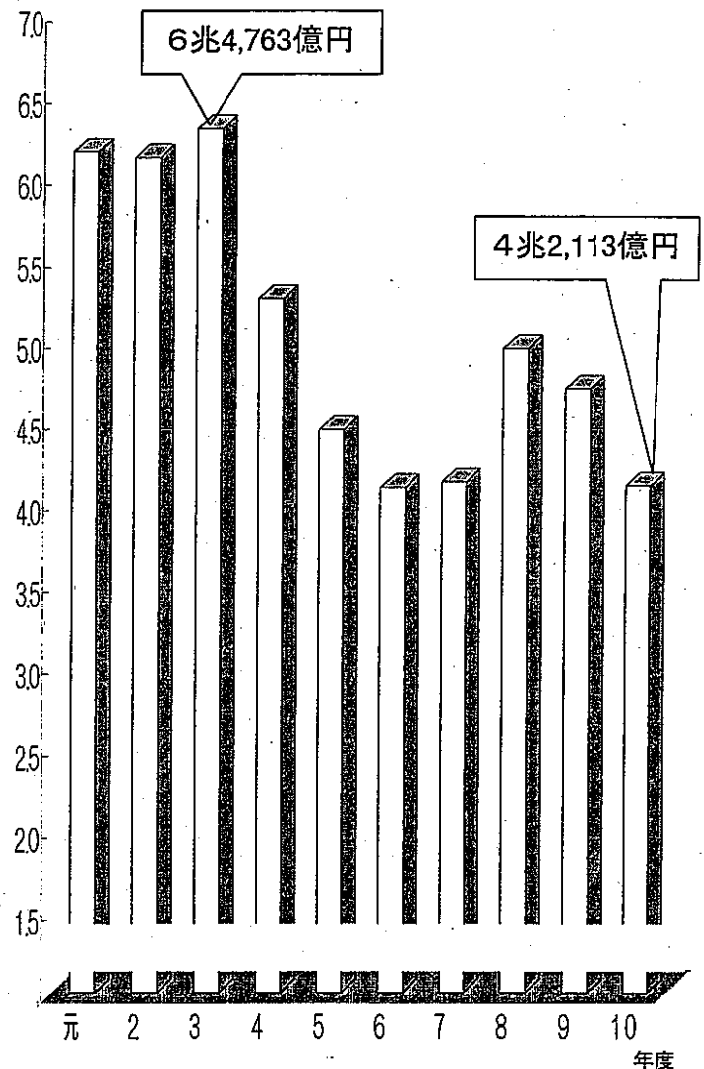
(平成10年度所得課税法人分)



※ 法人数には、特別法人等は含まない。

法人事業税収の推移

税収(単位:兆円)



2. 改革のポイント

法人事業税のうち所得が課税標準とされているものについて、所得基準と外形基準を2分の1ずつ併用する課税方式とする。

(この結果、所得に係る税率は2分の1(9.6%→4.8%)に引き下げられる。)

3. 課税の仕組み

$$\text{法人事業税額} = \text{所得基準による税額} + \text{外形基準による税額}$$

(1) 課税標準

① 所得基準による課税

⇒ 現行どおり「所得」を課税標準とする。

② 外形基準による課税

⇒ 法人の事業活動の規模を表す「事業規模額」を課税標準とする。

※ 資本金1,000万円未満の法人については、事業規模額または『簡易事業規模額』（年480万円、税額にして年4.8万円）のいずれかを選択できる。

$$\text{事業規模額} = \begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料} \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \\ \text{利益剰余} \\ \text{又は欠損} \end{array}$$

↓ 法人のために働いた者への配分
↓ 法人に資金等を貸した者への配分
↓ 法人に土地・建物を貸した者への配分

単年度損益に欠損金が生じた場合には収益配分額から控除

※ 課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

(2) 標準税率

所得基準（現行の1/2として設定）	外形基準
4.8% （年400万円超800万円以下の所得 3.7%） （年400万円以下の所得 2.5%）	1.6% （中小法人は1.0%）

実施当初3年間については、外形基準の導入割合は1/4とする。

所得基準（現行の3/4として設定）	外形基準
7.2% （年400万円超800万円以下の所得 5.5%） （年400万円以下の所得 3.8%）	0.8% （中小法人は0.5%）

（注）中小法人とは、資本金1億円以下の普通法人であって、現行法人事業税において、所得が課税標準とされているものをいう。以下同じ。

4. 改革に当たって配慮した事項

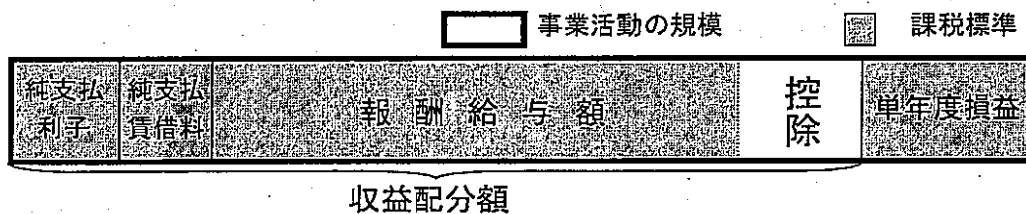
(1) 中小法人への配慮

- ・ 中小法人に係る外形基準については、税率を軽減
- ・ 資本金1,000万円未満の法人については、事業規模額を算定することなく、『簡易事業規模額』を選択できる。(外形基準分の税額にして年4.8万円)

(2) 雇用への配慮【雇用安定控除】

「報酬給与額」が「収益配分額」の85%（中小法人にあっては70%）相当額を超える場合には、雇用安定控除として、「収益配分額」から一定額（雇用安定控除額）を控除する。

雇用安定控除額＝「報酬給与額」－「収益配分額」×85%（中小法人にあっては70%）



(3) 企業再建・ベンチャーへの配慮

赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業のため、経営が軌道に乗ってから納税できるよう、新たな徴収猶予制度を創設（一定の要件のもと、徴収を最長で6年間猶予できる。猶予した場合の延滞金は減免する。）

(4) 改革に伴う税負担変動の緩和

事業規模額による外形標準課税は段階的に導入し、税負担変動を緩和

外形基準の導入割合 実施当初3年間 1/4 $\longrightarrow$ 4年目以降 1/2

5. 適用期日等

平成13年度税制改正において制度化。

周知期間を置いた後、平成14年4月1日以後に開始する事業年度(中小法人にあっては平成16年4月1日以後に開始する事業年度)から適用。

- 収入金額課税法人については、現行制度を継続。
- 公益法人等及び特別法人については、「特殊法人等改革」の状況等を踏まえつつ、外形標準課税のあり方等についてすみやかに検討し、結論を得る。

6. 税収に与える効果

本改革による最終的な効果を、平成12年度地方財政計画をもとに推計すれば、法人事業税全体の税収額は約 **4.0兆円**（中小法人も含め外形基準の導入割合1/2の場合）

（参考）過去10年間の平均税収 約 4.4兆円

（超過課税分を除く平成元年度から平成10年度の平均。現行税率換算、物価補正後）

7. 地方税法第72条の19（条例により外形標準課税が導入できる特例）

事業規模額による外形標準課税が実施される法人については、その実施以後は本特例の適用対象外となるよう、本条を改正

8. 本改革と法人所得課税との関係

本改革により外形標準課税が導入される部分は、法人所得課税（法人税、法人住民税及び法人事業税）全体のうちの一部のみ。

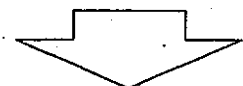
残りの大部分については、引き続き、赤字法人は負担しない。

現在、黒字法人のみが負担 約18兆円（平成10年度決算額）

法人税 (国)	法人住民税 【法人税割】 (県・市町村)	法人事業税 【所得課税分】 (県)
11.4兆円	2.6兆円	3.8兆円

改革後も、引き続き赤字法人は負担しない。

■ 外形標準化される部分



法人にとっては、外形標準課税の導入により、これまで黒字の年度にまとめて負担していた事業税負担がよりなだらかに各年度に平準化されるもの

（注）「事業規模額」等の課税標準等の名称については現時点での仮称であり、今後変更もあり得る。